

川崎市学校運営協議会委員の委嘱について

川崎市学校運営協議会委員の任期途中の追加

学校名	選出区分	委 嘱 【新 委嘱期間】	
荻宿小学校	地域住民	鈴木 純一 【H28. 10. 26～H30. 3. 31】	新規追加

関係資料

川崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（委員の任命）

第 6 条 協議会の委員は次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 当該指定学校の校長
 - (4) 当該指定学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) その他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

（任期）

第 8 条 委員の任期は任命の日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 第 6 条第 2 項により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

苜宿小学校学校運営協議会委員名簿

No.	氏 名	選 出 区 分
1	居城 武士	地域住民
2	横山 忠男	地域住民
3	高津 一誠	地域住民
4	福地 孝一	地域住民
5	鈴木 純一	地域住民
6	橋本 伸子	保護者
7	長井 勝	保護者
8	杉山 敦子	保護者
9	水越 真紀	保護者
10	秋谷 義一	学識経験者
11	石川 奈緒美	校長
12	池端 庄一郎	教職員
13	金子 昌稔	教職員
14	神宮 祥恵	教職員
15	北 洋介	教職員